中央大学教授		栗原　文子
千葉大学教授		佐藤　宗子
成蹊大学教授		里川　重夫
神奈川大学准教授		清水　俊裕
首都大学東京教授		首藤　啓
大阪市立大学大学院准教授		手塚　洋輔
駒澤大学教授		中嶋　真也
筑波大学教授		中村　幸治
北海道大学大学院准教授		仁平　尊明
京都大学国際高等教育院教授		服部　高宏
東北学院大学准教授		細谷　圭
中央学院大学准教授		馬渕　浩二
駒澤大学教授		村松　幹二
高知大学教授		諸澤　俊介
山口大学大学院教授		柳　研二郎
山口大学大学院教授		柳原　宏
静岡大学准教授		依岡　輝幸

2　第１次試験専門試験（記述式）担当

心理学概論、社会心理学		
お茶の水女子大学教授		石口　彰
臨床心理学、社会心理学		
筑波大学教授		藤生　英行
社会学概論、現代社会論		
法政大学教授		佐藤　成基
社会学概論、社会調査法		
大阪大学大学院教授		友枝　敏雄
社会福祉学概論、社会福祉援助技術		
明治学院大学教授		松原　康雄
社会福祉学概論、地域福祉論		
ルーテル学院大学教授		市川　一宏
教育学概論、教育心理学、教育社会学		
東京大学大学院教授		小国　喜弘
教育学概論、教育心理学、教育社会学		
東京大学大学院教授		勝野　正章

3　第２次試験専門試験（記述式）担当

臨床心理学	徳島文理大学教授	黒澤　良輔
臨床心理学	上智大学教授	横山　恭子
発達心理学	東京大学大学院教授	遠藤　利彦
発達心理学	北海道大学大学院教授	仲　真紀子
社会心理学	日本大学教授	岡　隆
社会心理学	専修大学教授	下斗米　淳
家族社会学	東北大学教授	下夷　美幸
家族社会学	東洋大学教授	西野　理子
社会病理学	京都橘大学教授	高原　正興
社会病理学	筑波大学教授	土井　隆義
社会福祉援助技術	流通科学大学教授	加藤　曜子
社会福祉援助技術	関西学院大学教授	前橋　信和
児童福祉論	日本女子大学教授	林　浩康
児童福祉論	関西大学教授	山縣　文治
高齢者福祉論	松山大学教授	中谷　陽明
高齢者福祉論	首都大学東京教授	和気　純子
教育方法学	九州大学大学院教授	田上　哲
教育方法学	東海学園大学教授	的場　正美
教育心理学	岡山大学大学院准教授	山田　剛史
教育心理学	東京大学名誉教授	渡部　洋
教育社会学	中央大学教授	古賀　正義
教育社会学	お茶の水女子大学大学院教授	浜野　隆

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験の受験資格の認定について

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則（平成27年最高裁判所規則第１号）第５条第１項及び平成27年２月12日付け最高裁人任二第233号事務総長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則の運用について」記４により読み替えて準用する人事院規則８―18（採用試験）別表第３（以下「別表第３」という。）の最高裁判所の認定に係る受験資格について、次のとおり定めた。

平成27年４月１日　　最高裁判所

1　別表第３「裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）及び裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）」の項⑵に規定する「最高裁判所が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者及び裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則（平成27年最高裁判所規則第１号）第５条第１項の規定において準用する人事院規則８―18（採用試験）第19条の規定により告知された当該採用試験の第１次試験の日の属する年度（４月１日から翌年の３月31日までをいう。以下「試験年度」という。）の３月までにこれらの課程のいずれかを修了する見込みの者

⑵　学校教育法第104条第４項第２号の規定に基づき大学院に相当する教育を行うと認められた課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

⑶　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第１項第２号から第４号までに規定する18年の課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

⑷　学校教育法施行規則第156条第１号から第４号までの規定に基づき、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び試験年度の３月までに修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与される見込みの者

⑸　防衛医科大学校の教育訓練を修了した者及び試験年度の３月までに当該教育訓練を修了する見込みの者

2　別表第３「裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）及び裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）」の項⑵イに規定する「最高裁判所がアに掲げる者と同等の資格があると認める者」及び同表「裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）」の項⑵アの「最高裁判所がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

⑴　学校教育法第102条第２項の規定に基づき大学院に入学したことのある者

⑵　学校教育法第104条第４項第１号の規定に基づき学士の学位を授与された者

⑶　学校教育法第104条第４項第２号に規定する課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

⑷　学校教育法施行規則第155条第１項第２号から第４号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

⑸　学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、学校教育法施行規則第155条第１項第５号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。）及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

3　別表第３「裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）」の項⑵イに規定する「最高裁判所がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

⑴　学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、修業年限が２年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするものを修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

⑵　農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第７条第１項第５号に掲げる事業等を行う農業者研修教育施設（修業年限２年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の３月までに当該農業者研修教育施設を卒業する見込みの者

⑶　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第１項若しくは第２項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の専門課程（以下「短期大学校等の専門課程」という。）又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第60号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされた職業訓練（専門課程の高度職業訓練に限る。）の訓練課程を含む。以下同じ。）を修了した者及び試験年度の３月までに短期大学校等の専門課程又は当該特定専門課程を修了する見込みの者

⑷　森林法施行令（昭和26年政令第276号）第９条の規定に基づき農林水産大臣が指定する教育機関（修業年限２年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の３月までに当該教育機関を卒業する見込みの者

⑸　学校教育法施行規則第155条第２項第３号から第５号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

⑹　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）第148条の規定により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構となった旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構を含む。）において、園芸又は茶業に必要な学理及び技術の修得を目的として行う長期研修の課程（研修期間２年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の３月までに当該課程を卒業する見込みの者